

緊急経営改善資金の融資案内
(略称「経営改善」)

令和6年4月1日
群馬県産業経済部地域企業支援課

この資金は、過去に借り入れた県制度融資を借り換えることにより、月々の返済負担を軽減し、売上げの減少等の影響を受ける中小企業者等の経営の安定を図るため、金融機関及び群馬県信用保証協会（以下「保証協会」という。）と協力して実施する融資制度です。ご利用については、取引先金融機関にご相談ください。

1 申込みのできる方

県制度融資の既往債務（2頁及び3頁の「5 本資金での借換対象外」に記載されている資金の既往債務を除く。）の借換を希望する中小企業者等で、取引先金融機関の支援が確実に見込まれ、この制度の適用によって中長期的に経営の安定又は発展が図られる方であって、次の要件のいずれかに該当する方です。

なお、県税の滞納がある方、性風俗関連特殊営業等は対象となりません。

また、暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方も対象となりません。

- (1) 事業計画書を作成し、経営改善に計画的に取り組む。
- (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種関係）又は第6号（破綻金融機関等との金融取引）に該当する旨の認定を市町村長から受けて、経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用できる。

2 融資条件

(1) 資金使途

県制度融資既往債務の借換資金

(2) 融資限度額

借換対象となる県制度融資の既往債務残高（2頁及び3頁の「5 本資金での借換対象外」に記載されている資金の既往債務を除く。）

※この資金では、借換以外の新規（増額）融資は受けられません。

(3) 融資期間

10年以内（うち据置期間1年以内。ただし、融資実行日から起算して、1年後の応答日までに1回目の償還日が到来することを要します。）

(4) 融資利率

保証協会の信用保証付の場合

責任共有制度対象 年1.35%以内

責任共有制度対象外 年1.3%以内

保証協会の信用保証なしの場合

年1.7%以内

※ 上記の融資利率は、令和6年4月1日現在のものです。

※ 融資利率は、金融情勢等により変更することがあり、融資実行時点の金利を適用します。

(5) 信用保証

借換対象となる既往債務に信用保証を付している場合に限り、信用保証を付しません。

(6) 担保・保証人

原則として、借換対象となる既往債務の条件に比べて本資金の利用者が不利にならない条件とし、融資を受ける金融機関や保証協会とご相談していただきます。

(7) 返済方法

年1回以上（月賦、半年賦、年賦など）の元金均等分割返済とします。

3 融資の申込み

融資を受けようとする金融機関の融資窓口にご相談ください。

(1) 申込先及び必要書類

次の書類を添付して金融機関の融資窓口にお申し込みください。

ア 融資申込書（金融機関所定。県で特に用意していません。）

イ 信用保証委託申込書（信用保証を付す場合、保証協会所定用紙）

ウ 行政県税事務所長が発行する県税の納税証明書

エ 対象要件の確認に必要な資料（事業計画書など）

オ 許認可証等の写し（許認可等を必要とする場合）

カ 市町村長が発行する認定書（経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用する場合）

キ 暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないことの誓約書（用紙は県地域企業支援課に用意してあるほか、群馬県ホームページからもダウンロードできます。）

ク その他申込内容により、提出をお願いするものがあります。

(2) 申込期間

年間随時受け付けます。ただし、融資枠に達したときは締め切ることがあります。

4 融資の実行

(1) 信用保証を付さない場合は、金融機関で融資対象要件の確認と審査等を行い、融資が実行されます。

(2) 信用保証を付す場合は、金融機関での審査の他、保証協会での融資対象要件の確認と審査を行い、保証協会から保証書が発行された後、金融機関から融資が実行されます。

5 本資金での借換対象外

下記及び次頁の左欄に記載している資金の借換については、右欄に記載している資金での借換制度を別途用意しています。詳しくは、「県制度融資の借換制度のご案内」をご覧ください。

緊急経営改善資金の借換対象外資金一覧

資金名称	借換制度
小口資金 (特別小口資金を含む)	小口資金 (特別小口資金を含む)
小規模企業事業資金 (小口零細企業資金を含む)	小規模企業事業資金 (小口零細企業資金を含む)
経営サポート資金 東日本大震災被害対策資金	経営サポート資金
中小企業再生支援資金	中小企業再生支援資金

6 その他

詳しいことは、取扱金融機関、保証協会又は県地域企業支援課にお問い合わせください。

金融機関の融資担当者の方へ ーこの資金を取り扱う前に必ずお読み下さい。ー

この資金は申込手続きから融資実行まで、全て金融機関の窓口で取扱いをお願いしています。

このため、この資金の取扱いについては、金融機関の融資担当者の皆様のご理解とご協力が必要となります。

ついては、この資金が適正かつ円滑に実施されますよう、融資の申込みの受付けや融資実行に際して、下記事項に留意して取り扱われるようお願いいたします。

不明な点や疑問点がある場合には、必ず県地域企業支援課に連絡をとり、必要な指導を受けてください。

- 1 中小企業者から融資の申込みを受けた金融機関は、「借換要件確認票」により借換要件の確認を行うとともに、「群馬県緊急経営改善資金 融資申込事前連絡書」を作成し、融資実行前に、必ず、県地域企業支援課に「借換要件確認票」（経営改善要件の場合、借換要件確認票及び事業計画書）及び「融資申込事前連絡書」を送付してください。

また、保証付き融資である場合には、保証依頼を行う際に信用保証協会にも「借換要件確認票」（経営改善要件の場合、借換要件確認票及び事業計画書）及び「融資申込事前連絡書」を送付してください。

- 2 融資を実行した場合は、速やかに、「群馬県緊急経営改善資金 融資実行報告書」を、県地域企業支援課に提出してください。また、融資実行した内容に変更が生じた場合には、別に定める「群馬県制度融資変更報告書」を提出してください。報告書の用紙は、県地域企業支援課に用意してあるほか、群馬県ホームページからもダウンロードできます。

また、提出された報告書の記載内容について疑義等がある場合には照会の上、補正をお願いすることがありますので協力をお願いいたします。

なお、報告書に不実記載があったり、融資対象とならない案件の場合には、報告書の提出を受け付けることができないのでご注意願います。

●問い合わせ先

群馬県庁地域企業支援課（金融係）	〒371-8570前橋市大手町一丁目1-1 TEL 027-226-3332 FAX 027-223-7875
群馬県信用保証協会 営業部	〒371-0026前橋市大手町三丁目3-1 TEL 027-231-8818・8819
〃 高崎支店	〒370-0006高崎市問屋町二丁目7-2 TEL 027-362-7733
〃 桐生支店	〒376-0023桐生市錦町三丁目1番25号商工会議所会館4階 TEL 0277-43-6211
〃 太田支店	〒373-0852太田市新井町534-12 TEL 0276-48-8811

●経営安定関連保証の市町村の認定についての問い合わせ先

各市町村の中小企業向け制度融資担当課（商業観光課、商工課、産業課、経済課など）

●取扱金融機関

銀行、信用金庫、信用組合及び商工中金の本支店